

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## ◆ 売上値引・返品の処理

Q：前期に売り上げた商品が、今期大量に返品されてきました。前期にさかのぼって決算を修正しなければなりませんか。

A：前期の決算を修正する必要はなく、今期の売上高から控除します。

### 【解説】

品質不良、破損等の原因により値引きや返品が行われた場合には、たとえ前期以前に売り上げた商品の値引きや返品であっても、その値引きや返品の実績が生じた事業年度の売上高から控除することになります。

具体的には、売上値引の場合は値引きを相手方に通知した日の事業年度で、返品の場合は相手方から返品のお知らせを受けた日又は返品を受けた日の事業年度で、それぞれ売上高から控除します。

なお、売上値引や返品については、次のようなことに注意する必要があります。

まず、売上値引の場合、期末近くの値引きは税務上トラブルとなることが多いため、得意先が値引きの事実を認識したことについて、「値引承諾書」などを入手しておくといでしょう。また、売上値引は会社の決算対策に利用されることが多いのと同時に、売上代金の着服や裏金作り等に悪用されることもありますので、多額の値引きについてはその理由を確認するとともに社内の承認手続きが正しく行われているかを確認する必要があります。

また、期末近くの返品については、それが期末在庫品に計上されていることを確認することが必要です。

